

○総務省令第九十四号

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）第三条第一項、第四条第一項（同法第五条第二項、第六条第四項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）、第五条第一項（同法第六条第四項において準用する場合を含む。）、第九条第一項、第十条第一項及び第十七条の規定に基づき、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月二十七日

総務大臣 林 芳正

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第百六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げ

る対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
(用語) 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 「一〇八 略」 九 特定事項伝達型本人限定受取郵便等 郵便の業務に従事する者又はこれに準ずる者が本人限定受取郵便等の送達に際し、差出人に代わって名宛人の住居を確認し、当該名宛人である自然人又はその代表者等から第五条第一号イに掲げる書類（当該自然人又はその代表者等の写真が表示されたものであつて、かつ、氏名、住居、生年月日及び当該自然人の写真（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に掲げる旅券にあつては、氏名、生年月日及び当該自然人の写真。以下この号において同じ。）の情報が記録されている半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。以下同じ。）が組み込まれたものに限る。以下「写真・半導体集積回路付き本人確認書類」という。）の提示を受けるとともに、当該書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び当該自然人の写真の情報を読み取り、かつ、本人確認記録等の作成に関し必要な事項を差出人に伝達する措置がとられているものをいう。 「十 略」 「削る」 「2 略」 「11」 「略」 （本人確認の方法） 第三条 法第三条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。 一 自然人（法第三条第三項の規定により相手方とみなされる自然人を含む。） 次に掲げる方法のいずれか イ 当該自然人又はその代表者等から写真・半導体集積回路付き本人確認書類の提示を受けるとともに、当該書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び当該自然人の写真の情報を読み取る方法 ロ 当該自然人又はその代表者等から第五条第一号ロ②に掲げる書類（氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。以下「写真なし半導体集積回路付き本人確認書類」という。）の提示を受けるとともに、当該書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報を読み取り、当該半導体集積回路に記録されている相手方の住居に宛てて、当該自然人との役務提供契約に係る携帯音声通信端末設備若しくは契約者特定記録媒体又は当該役務提供契約の締結に係る文書（以下この条及び第八条第二項第三号において「携帯音声通信端末設備等」と		(用語) 第一条 「同上」 「一〇八 同上」 九 特定事項伝達型本人限定受取郵便等 本人限定受取郵便等であつて、差出人に代わって名あて人本人の住居を確認し、名あて人本人から写真付き本人確認書類（第十一号に規定する書類をいう。以下同じ。）の提示を受け、かつ、本人確認記録等の作成に関し必要な事項を差出人に伝達する措置がとられているものをいう。 「十 同上」 「11」 写真付き本人確認書類 第五条第一項第一号又は第三号（同項第一号ロからニまで及びヘ並びに同項第二号に掲げるものを除く。）に規定する書類をいう。 「12」 「同上」 「2 同上」 （本人確認の方法） 第三条 「同上」 一 「同上」 イ 当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号（ニ及びヘを除く。）又は第三号に規定する書類の提示を受ける方法。ただし、当該代表者等からの同項第一号ホに掲げる書類の提示にあつては、当該書類は「一」を限り発行又は発給されたものに限る。 「新設」	

いう。）を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ハ 当該自然人又はその代表者等から第五條第一項第一号イ、ハ若しくはホに掲げる書類（当該自然人の写真が表示されたものであって、かつ、氏名、住居又は生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれていないものに限る。以下「写真付き半導体集積回路なし本人確認書類」という。）又は同号ニに掲げる書類（以下「写真・半導体集積回路なし本人確認書類」という。）の提示を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方の住居に宛てて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ニ 当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真・半導体集積回路付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記載された氏名、住居、生年月日及び当該自然人の写真の情報の送信を受ける方法

ホ 当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、写真なし半導体集積回路付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記載された氏名、住居及び生年月日の情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記載されている相手方の住居に宛てて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ヘ 当該自然人又はその代表者等から写真・半導体集積回路なし本人確認書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方の住居に宛てて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ト 〔略〕
電子署名が行われた氏名、住所及び生年月日の情報の送信を受けて役務提供契約を締結する場合は、当該電子署名に係る電子証明書を、当該自然人から受信する方法

リ 〔略〕

ヌ 当該自然人（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。ル及びリにおいて同じ。）又はその代表者等から第五條第一項第一号に定める書類又は同項第三号に規定するものの提示を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方の住居に宛てて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等（相手方の住居において、郵便の業務に従事する者又はこれに準ずる者の立入りが法令上禁止されていることその他の書留郵便等によることができない正当な理由が

ロ 当該自然人若しくはその代表者等から第五條第一項第二号若しくはヘに掲げる書類の提示又はその代表者等から同号ホに掲げるもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の提示を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方の住居にあてて、当該自然人との役務提供契約に係る携帯音声通信端末設備若しくは契約者特定記録媒体又は当該役務提供契約の締結に係る文書（以下「携帯音声通信端末設備等」という。）を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ハ 当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真付き本人確認書類（氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。以下同じ。）が組み込まれたものに限る。次条第一項第三号、第十一條第一項第一号ハ、第十九條第一項第一号ハ及び第三号ハ並びに第二十条第一項第三号において同じ。）に組み込まれた半導体集積回路に記載された当該情報の送信を受ける方法

ニ 当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、第五條第一項第一号ロ②に掲げる書類（氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。次条第一項第四号、第十一條第一項第一号ニ、第十九條第一項第一号ニ及び第三号ニ並びに第二十条第一項第四号において同じ。）に組み込まれた半導体集積回路に記載された当該情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記載されている相手方の住居に宛てて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ホ 当該自然人又はその代表者等から第五條第一項第二号ニに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方の住居に宛てて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ト 〔同上〕
電子署名が行われた情報の送信を受けて役務提供契約を締結する場合は、当該電子署名に係る電子証明書を、当該自然人から受信する方法

チ 〔同上〕

〔新設〕

ある場合には、郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）第二十六条第二項第二号に規定する特定記録郵便又はこれに準ずるもの（以下「特定記録郵便等」という。）により転送不要郵便物等として送付する方法

ル 当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号へに掲げるもの又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方の住居に宛てて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ヲ 略

〔二 略〕

2 前項第一号ロ、ハ、ホ、ヘ及びヌからヲまで並びに第二号ロからニまで及びヘに掲げる方法（同号ハ及びニにあつては、括弧書に規定する方法に限る。）による携帯音声通信端末設備等の送付は、提示若しくは送付をされた書類若しくはその写しに記載され、当該半導体集積回路に記録され、当該登記情報に記録され、又は番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている相手方の住居若しくは本店若しくは主たる事務所（当該書類又はその写しに支店又は従たる事務所の記載があるときは、これらを含む。）において、携帯音声通信事業者の従業員が当該相手方に携帯音声通信端末設備等を交付することをもって代えることができる。

〔3 5 略〕

（代表者等の本人確認の方法）

第四条 法第三条第二項の規定による代表者等の本人確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

一 代表者等から写真・半導体集積回路付き本人確認書類の提示を受けるとともに、当該書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び当該代表者等の写真の情報を読み取る方法

二 代表者等から写真なし半導体集積回路付き本人確認書類の提示を受けるとともに、当該書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報を読み取り、当該半導体集積回路に記録されている代表者等の住居に宛てて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

三 代表者等から写真付き半導体集積回路なし本人確認書類又は写真・半導体集積回路なし本人確認書類の提示を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居に宛てて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

四 代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送付を受けるとともに、当該代表者等の写真・半導体集積回路付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び当該代表者等の写真の情報の送付を受ける方法

リ 当該自然人（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。又において同じ。）又はその代表者等から第五条第一項第一号へに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方の住居に宛てて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ヌ 同上

〔二 同上〕

2 前項第一号ロ、ニ、ホ、リ及びヌ並びに第二号ロからニまで及びヘに掲げる方法（同号ハ及びニにあつては、括弧書に規定する方法に限る。）による携帯音声通信端末設備等の送付は、提示若しくは送付をされた書類若しくはその写しに記載され、当該半導体集積回路に記録され、当該登記情報に記録され、又は番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている相手方の住居又は本店若しくは主たる事務所（当該書類又はその写しに支店又は従たる事務所の記載があるときは、これらを含む。）において、携帯音声通信事業者の職員が当該相手方に携帯音声通信端末設備等を交付することをもって代えることができる。

〔3 5 同上〕

（代表者等の本人確認の方法）

第四条 〔同上〕

一 代表者等から次条第一項第一号（二及びヘを除く。）又は第三号に規定する書類の提示を受ける方法

〔新設〕

二 代表者等から次条第一項第一号ニ又はヘに掲げる書類の提示を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居にあてて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

三 代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送付を受けるとともに、当該代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送付を受ける方法

五	代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、写真なし半導体集積回路付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された氏名、住所及び生年月日の情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記録されている代表者等の住居に宛てて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法
六	代表者等から写真・半導体集積回路なし本人確認書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居に宛てて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法
七	略
八	代表者等により電子署名が行われた代表者等の本人特定事項に係る氏名、住所及び生年月日の情報及び当該電子署名に係る電子証明書を、当該代表者等から受信する方法
九	略
十	代表者等（住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。以下この項において同じ。）から次条第一項第一号に定める書類又は同項第三号に規定するものの提示を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居に宛てて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等（相手方の住居において、郵便の業務に従事する者又はこれに準ずる者の立入りが法令上禁止されていることその他の書留郵便等によることができない正当な理由がある場合には、特定記録郵便等）により転送不要郵便物等として送付する方法
十一	代表者等から次条第一項第一号へに掲げるもの又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居に宛てて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法
十二	略
2	前項第二号、第三号、第五号、第六号又は第十号から第十二号までに掲げる方法による相手方との役務提供契約の締結に係る文書の送付は、提示若しくは送付をされた書類若しくはその写しに記載され、又は当該半導体集積回路に記録されている代表者等の住居において、携帯音声通信事業者の従業者が当該代表者等に当該文書を交付することをもって代えることができる。
〔3 略〕	
（本人確認書類）	
第五条	第三條第一項及び前條第一項に規定する方法において、携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける書類（以下「本人確認書類」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもののいずれかとする。ただし、第一号イからハまで、ホ及びヘ並びに第二号ロに掲げる書類並びに第三号に規定するものにあつては携帯音声通信事業者が提

四	代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、次条第一項第一号ロ(2)に掲げる書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記録されている代表者等の住居に宛てて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法
五	代表者等から次条第一項第一号ニに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居に宛てて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法
六	同上
七	代表者等により電子署名が行われた代表者等の本人特定事項に係る情報及び当該電子署名に係る電子証明書を、当該代表者等から受信する方法
八	同上
〔新設〕	
九	代表者等（住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。以下この号及び次号において同じ。）から次条第一項第一号へに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居に宛てて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法
十	同上
2	前項第二号、第四号、第五号、第九号又は第十号に掲げる方法による相手方との役務提供契約の締結に係る文書の送付は、提示若しくは送付をされた書類若しくはその写しに記載され、又は当該半導体集積回路に記録されている代表者等の住居において、携帯音声通信事業者の職員が当該代表者等に当該文書を交付することをもって代えることができる。
〔3 同上〕	
（本人確認書類）	
第五条	〔同上〕

示、送付又は送信を受ける日において有効なものに、その他の書類にあっては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一 自然人（第三号に規定する外国人を除く。） 次に掲げる書類のうちいずれか
イ 運転免許証その他の本人確認書類として次に掲げるもの

〔1〕 略

〔2〕 出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード（ロ〔2〕において単に「在留カード」という。）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書（ロ〔2〕において単に「特別永住者証明書」という。）又は番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード（ロ〔2〕において単に「個人番号カード」という。）（いずれも当該自然人の写真があるものに限る。）

〔3〕 略

〔ロ〕へ 略

〔二〕六 略

2 携帯音声通信事業者は、本人確認書類若しくはその写しに記載された住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地（以下この項において「住居等」という。）が役務提供契約の締結の際における住居等と異なるとき、本人確認書類若しくはその写しに住居等の記載がないとき、本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された住居等若しくは特定電磁的記録に記録された住所が役務提供契約の締結の際における住居等と異なるとき、本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に住居等の記録がないとき、又は特定電磁的記録に住所の記録がないときは、相手方又は代表者等から次に掲げる書類（有効期間又は有効期限のある第五号及び第六号に掲げるもの）にあっては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のもの（以下「提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。」）のいずれかの提示又は送付（第三条第一項第一号又からヲまで若しくは第二号へ若しくは前条第一項第十号から第十二号までに掲げる方法により住民基本台帳法の適用を受けない者（自然人に限る。）、同法第十七条第三号に規定する国外転出者又は外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人に係る本人確認を行う場合）にあっては、提示、送付又はその写しの送付）を受けることにより当該本人確認書類若しくはその写しの内容を補い、本人確認を行うことができる。

〔一〕六 略

（本人確認記録の記録事項）

第八条 法第四条第二項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

〔一〕三 略

四 役務提供契約を代表者等が締結したときは、当該代表者等に係る次に掲げる事項

〔イ〕ハ 略

ニ 本人確認に用いた書類又は電子証明書の種類及び記号番号その他の当該書類又は電子証明書を特定するに足りる事項

一 〔同上〕

イ 〔同上〕

〔1〕 同上

〔2〕 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード（ロ〔2〕において単に「在留カード」という。）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書（ロ〔2〕において単に「特別永住者証明書」という。）又は番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード（ロ〔2〕において単に「個人番号カード」という。）（いずれも当該自然人の写真があるものに限る。）

〔3〕 同上

〔ロ〕へ 同上

〔二〕六 同上

2 携帯音声通信事業者は、本人確認書類若しくはその写しに記載された住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地（以下この項において「住居等」という。）が役務提供契約の締結の際における住居等と異なるとき若しくは本人確認書類若しくはその写しに住居等の記載がないとき又は本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された住居等若しくは特定電磁的記録に記録された住所が役務提供契約の締結の際における住居等と異なるとき若しくは本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に住居等の記録がないとき若しくは特定電磁的記録に住所の記録がないときは、相手方又は代表者等から次に掲げる書類（有効期間又は有効期限のある第五号及び第六号に掲げるもの）にあっては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のもの（以下「提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。」）のいずれかの提示又は送付（第三条第一項第一号リ若しくは又若しくは第二号へ又は前条第一項第九号若しくは第十号に掲げる方法により住民基本台帳法の適用を受けない者（自然人に限る。）、若しくは同法第十七条第三号に規定する国外転出者又は外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人に係る本人確認を行う場合）にあっては、送付又はその写しの送付）を受けることにより当該本人確認書類又はその写しの内容を補い、本人確認を行うことができる。

〔一〕六 同上

（本人確認記録の記録事項）

第八条 〔同上〕

〔一〕三 同上

四 〔同上〕

〔イ〕ハ 同上

ニ 本人確認に用いた書類の種類及び記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項

〔五 略〕	2 前項第三号イ又は第四号イの本人確認を行った日付とは、次の各号に掲げる方法に応じ、それぞれ当該各号に定める日付とする。
	一 第三条第一項第一号イ又は第四条第一項第一号に規定する方法 携帯音声通信事業者が当該書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された情報を読み取った日
	二 第三条第一項第一号ニ又は第四条第一項第四号に規定する方法 携帯音声通信事業者が当該送信を受けた日
	三 第三条第一項第一号ロ、ハ、ホからトまで若しくは又からヲのいずれか若しくは第二号ロからニまで若しくはへのいずれか又は第四条第一項第二号、第三号、第五号から第七号まで若しくは第十号から第十二号までのいずれかに規定する方法（第三条第一項第二号ハ及びニにあつては、括弧書に規定する方法に限る。） 携帯音声通信端末設備等が相手方又は代表者等に送達又は交付された日
	四 第三条第一項第一号チ若しくは第二号ホ又は第四条第一項第八号に規定する方法 携帯音声通信事業者が電子証明書を受信した日
	五 第三条第一項第一号リ又は第四条第一項第九号に規定する方法 携帯音声通信事業者が、当該特定電磁的記録が当該送信を行った自然人又は代表者等のものであることを確認した日
	六 第三条第一項第二号イに規定する方法 携帯音声通信事業者が当該提示を受けた日
	七 略
	八 略
	九 略
	（本人確認に用いた書類等の保存）
	第十条 携帯音声通信事業者は、相手方若しくは代表者等から第五条第一項及び第二項に規定する書類の写しを送付されたとき、写真・半導体集積回路付き本人確認書類若しくは写真なし半導体集積回路付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された情報を読み取ったとき、本人確認用画像情報、写真・半導体集積回路付き本人確認書類若しくは写真なし半導体集積回路付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された情報若しくは特定電磁的記録に記録された情報の送信を受けたとき、登記情報の送信を受けたとき、公表事項を確認したとき、又は郵便の業務に従事する者若しくはこれに準ずる者から当該者が読み取った写真・半導体集積回路付き本人確認書類若しくは写真なし半導体集積回路付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された情報の送信を受けたときは、当該写し、氏名、住居若しくは住所、生年月日及び当該相手方若しくは当該代表者等の写真（写真なし半導体集積回路付き本人確認書類にあつては、氏名、住居及び生年月日）の情報又は登記情報若しくは公表事項を、本人確認記録と関連付けて、役務提供契約が終了した日から三年間保存するものとする。
	〔2 略〕
	（譲渡時本人確認の方法等）
	第十一条 法第五条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる譲受人等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

〔五 同上〕	2 〔同上〕
	一 第三条第一項第一号イ若しくは第二号イ又は第四条第一項第一号に規定する方法 携帯音声通信事業者が当該提示を受けた日
	二 第三条第一項第一号ハ若しくはニ又は第四条第一項第三号若しくは第四号に規定する方法 携帯音声通信事業者が当該送信を受けた日
	三 第三条第一項第一号ロ、ニからヘまで、リ若しくは又のいずれか若しくは第二号ロからニまで若しくはへのいずれか又は第四条第一項第二号、第四号から第六号まで、第九号若しくは第十号のいずれかに規定する方法（第三条第一項第二号ハ及びニにあつては、括弧書に規定する方法に限る。） 携帯音声通信端末設備等が相手方又は代表者等に送達又は交付された日
	四 第三条第一項第一号ト、第二号ホ又は第四条第一項第七号に規定する方法 携帯音声通信事業者が電子証明書を受信した日
	五 第三条第一項第一号チ又は第四条第一項第八号に規定する方法 携帯音声通信事業者が、当該特定電磁的記録が当該送信を行った自然人又は代表者等のものであることを確認した日
	〔新設〕
	六 同上
	七 同上
	八 同上
	（本人確認に用いた書類等の保存）
	第十条 携帯音声通信事業者は、相手方若しくは代表者等から第五条第一項及び第二項に規定する書類の写しを送付されたとき、本人確認用画像情報、写真付き本人確認書類若しくは同条第一項第一号ロ(2)に掲げる書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された情報若しくは特定電磁的記録に記録された情報の送信を受けたとき、登記情報の送信を受けたとき、又は公表事項を確認したときは、当該写し、情報又は登記情報若しくは公表事項若しくはその写しを、本人確認記録と関連付けて、役務提供契約が終了した日から三年間保存するものとする。
	〔2 同上〕
	（譲渡時本人確認の方法等）
	第十一条 〔同上〕

一	自然人（法第五条第二項において準用する法第三条第三項の規定により譲受人等とみなされる自然人を含む。）次に掲げる方法のいずれか イ 当該自然人又はその代表者等から写真・半導体集積回路付き本人確認書類の提示を受けるとともに、当該書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び当該自然人の写真の情報を読み取る方法 ロ 当該自然人又はその代表者等から写真なし半導体集積回路付き本人確認書類の提示を受けるとともに、当該書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報を読み取り、当該半導体集積回路に記録されている譲受人等の住居に宛てて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法 ハ 当該自然人又はその代表者等から写真付き半導体集積回路なし本人確認書類又は写真・半導体集積回路なし本人確認書類の提示を受けるとともに、当該書類に記載されている譲受人等の住居に宛てて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法 ニ 当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真・半導体集積回路付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び当該自然人の写真の情報の送信を受ける方法 ホ 当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、写真なし半導体集積回路付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記録されている譲受人等の住居に宛てて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法 ヘ 当該自然人又はその代表者等から写真・半導体集積回路なし本人確認書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている譲受人等の住居に宛てて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法 ト 電子署名が行われた氏名、住所及び生年月日の情報を受けて契約者の名義変更をする場合は、当該電子署名に係る電子証明書を、当該自然人から受信する方法 【略】 リ 当該自然人（住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。ル及びロにおいて同じ。）又はその代表者等から第五条第一項第一号に定める書類又は同項第三号に規定するものの提示を受けるとともに、当該書類に記載されている譲受人等の住居に宛てて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等（相手方の住居において、郵便の業務に従事する者又はこれに準ずる者の立入りが法令上禁止されていることその他の書留郵便等によることができない正当な理由がある場合には、特定記録郵便等）により転送不要郵便物等として送付する方法
---	---

一	自然人（法第五条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により譲受人等とみなされる自然人を含む。）次に掲げる方法のいずれか イ 当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号（ニ及びヘを除く。）又は第三号に規定する書類の提示を受ける方法。ただし、当該代表者等からの同項第一号ホに掲げる書類の提示にあつては、当該書類は一を限り発行又は発給されたものに限る。 【新設】 ロ 当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号ニ若しくはヘに掲げる書類の提示又は代表者等から同号ホに掲げるもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の提示を受けるとともに、当該書類に記載されている譲受人等の住居にあてて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法 ハ 当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法 ニ 当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、第五条第一項第一号ロに掲げる書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記録されている譲受人等の住居に宛てて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法 ホ 当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号ニに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている譲受人等の住居に宛てて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法 ト 電子署名が行われた情報の送信を受けて契約者の名義変更をする場合は、当該電子署名に係る電子証明書を、当該自然人から受信する方法 【同上】 リ 同上 【新設】
---	--

ル 当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号へに掲げるもの又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている譲受人等の住居に宛てて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ヲ 略

〔二 略〕

2 前項第一号ロ、ハ、ホ、ヘ及びヌからヲまで並びに第二号ロからニまで及びヘに掲げる方法（同号ハ及びニにあつては、括弧書に規定する方法に限る。）による契約者の名義変更に係る文書の送付は、提示若しくは送付をされた書類若しくはその写しに記載され、当該半導体集積回路に記録され、当該登記情報に記録され、又は番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている譲受人等の住居若しくは本店若しくは主たる事務所（当該書類に支店又は従たる事務所の記載があるときは、これらを含む。）において、携帯音声通信事業者の従業員が当該譲受人等に契約者の名義変更に係る文書を交付することをもって代えることができる。

〔3 5 略〕

6 第四条、第五条及び第七条から前条までの規定は、携帯音声通信事業者が譲渡時本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	〔略〕	第五條第二項				〔略〕	第八條第二項
					役務提供契約の締結	相手方	第三條第一項第一号ヌ		
					契約者の名義変更	譲受人等	第三條第一項第一号イ		
				</					

リ 当該自然人（住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。ヌにおいて同じ。）又はその代表者等から第五条第一項第一号へに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている譲受人等の住居に宛てて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ヌ 同上

〔二 同上〕

2 前項第一号ロ、ニ、ホ、リ及びヌ並びに第二号ロからニまで及びヘに掲げる方法（同号ハ及びニにあつては、括弧書に規定する方法に限る。）による契約者の名義変更に係る文書の送付は、提示若しくは送付をされた書類若しくはその写しに記載され、当該半導体集積回路に記録され、当該登記情報に記録され、又は番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている譲受人等の住居又は本店若しくは主たる事務所（当該書類に支店又は従たる事務所の記載があるときは、これらを含む。）において、携帯音声通信事業者の職員が当該譲受人等に契約者の名義変更に係る文書を交付することをもって代えることができる。

〔3 5 同上〕

6 第四条、第五条及び第七条から前条までの規定は、携帯音声通信事業者が譲渡時本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	〔同上〕	第五條第二項	役務提供契約の締結	相手方	第三條第一項第一号	〔同上〕	第八條第二項
					契約者の名義変更	譲受人等	第十一條第一項第一号		
			</						

第五條第二項		役務提供契約の締結	契約者の名義変更	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	〔略〕						
							相手方	譲受人等	第三条第一項第一号ロ	携帶音声通信端末設備等	相手方	第三条第一項第一号チ	リ

（媒介業者等による本人確認の方法等）

第十二条 〔略〕

2 第四條第一項及び第二項、第五條、第七條、第八條（第二項第八号を除く。）、第十條並びに前條第一項及び第二項の規定は、媒介業者等が譲渡時本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替は、次の表のとおりとする。

第三条第一項第一号ロ	第十一条第一項第一号ロ	第三条第一項第一号ニ	第十一条第一項第二号ハ	第三条第一項第二号イ	第十一条第一項第二号イ	第三条第三項	第十一条第三項
------------	-------------	------------	-------------	------------	-------------	--------	---------

第五條第二項		役務提供契約の締結	契約者の名義変更	読み替える規定	（媒介業者等による本人確認の方法等） 第十二条 「同上」 2 第四條第一項及び第二項、第五條、第七條、第八條（第二項第八号を除く。）、第十條並びに前條第一項及び第二項の規定は、媒介業者等が譲渡時本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。									
					読み替えられる字句	読み替える字句								
相手方					読み替えられる字句	読み替える字句								
							第三条第一項第一号ロ	第十一条第一項第一号ロ	第三条第一項第一号チ	第十一条第一項第一号チ	第三条第一項第二号ハ	第十一条第一項第二号ハ	第三条第三項	第十一条第三項
							携帯音声通信端末設備等	契約者の名義変更に係る文書						
							相手方	譲受人等						
							第三条第一項第一号ト	第十一条第一項第一号ト						

	第三條第一項第一号	第十一條第一項第一号又
〔略〕		
第八條第二項	第三條第一項第一号イ	第十一條第一項第一号イ
	第三條第一項第一号ニ	第十一條第一項第一号ニ
	第三條第一項第一号ロ	第十一條第一項第一号ロ
	携帯音声通信端末設備等	契約者の名義變更に係る文書
	相手方	譲受人等
	第三條第一項第一号チ	第十一條第一項第一号チ
	第三條第一項第一号リ	第十一條第一項第一号リ
	第三條第一項第二号イ	第十一條第一項第二号イ
	第三條第一項第二号ハ	第十一條第一項第二号ハ
	第三條第一項第二号ニ	第十一條第一項第二号ニ
〔略〕		

（契約者の本人特定事項の確認の方法）

第十三条 法第九条第一項の規定による契約者の本人特定事項の確認の方法は、次の各号に掲げる契約者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人（法第九条第三項において準用する）法第三条第三項の規定により契約者とみなされ

	第三條第一項第一号	第十一條第一項第一号リ
〔同上〕		
第八條第二項	第三條第一項第一号イ	第十一條第一項第一号イ
	第三條第一項第一号ハ	第十一條第一項第一号ハ
	第三條第一項第一号ロ	第十一條第一項第一号ロ
	携帯音声通信端末設備等	契約者の名義変更に係る文書
	相手方	譲受人等
	第三條第一項第一号ト	第十一條第一項第一号ト
	第三條第一項第一号チ	第十一條第一項第一号チ
	第三條第一項第二号ハ	第十一條第一項第二号ハ
	第三條第一項第二号ニ	第十一條第一項第二号ニ
〔同上〕		

(契約者の本人特定事項の確認の方法)

第十三条

〔同上〕

一 自然人（法第九条第三項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により契約者

（契約者の本人特定事項の確認の方法）
第十三条 法第九条第一項の規定による契約者の本人特定事項の確認の方法は、次の各号に掲げる契約者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

（契約者の本人特定事項の確認の方法）
第十三条 〔同上〕

一 自然人（法第九条第三項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により契約者

る自然人（以下この条及び第十六条において「みなし契約者」という。）を除く。） 次に掲げる方法のいずれか

イ 当該自然人に対して、本人確認記録に記録されている当該自然人の住居に宛てて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて写真・半導体集積回路付き本人確認書類の提示を求める旨を通知した上で、当該自然人又はその代表者等（当該契約者以外のその役務提供契約に係る自然人をいう。以下この条、次条及び第十六条において同じ。）から当該書類の提示を受けるとともに、当該書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び当該自然人の写真の情報を読み取る方法

ロ 当該自然人に対して、本人確認記録に記録されている当該自然人の住居に宛てて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて写真なし半導体集積回路付き本人確認書類の提示を求める旨を通知した上で、当該自然人又はその代表者等から当該書類の提示を受けるとともに、当該書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報を読み取り、当該書類に記載されている契約者の住居に宛てて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ハ 当該自然人に対して、本人確認記録に記録されている当該自然人の住居に宛てて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて写真付き半導体集積回路なし本人確認書類又は写真・半導体集積回路なし本人確認書類の提示を求める旨を通知した上で、当該自然人又はその代表者等から当該書類の提示を受けるとともに、当該書類に記載されている契約者の住居に宛てて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ニ 当該自然人（住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。）に対して、本人確認記録に記録されている当該自然人の住居に宛てて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて第五条第一項第一号に定める書類又は同項第三号に規定するものの提示を求める旨を通知した上で、当該自然人又はその代表者等から当該書類の提示を受けるとともに、当該書類に記載されている契約者の住居に宛てて、契約者確認に係る文書を書留郵便等（相手方の住居において、郵便の業務に従事する者又はこれに準ずる者の立入りが法令上禁止されていることその他の書留郵便等によることができない正当な理由がある場合には、特定記録郵便等）により転送不要郵便物等として送付する方法

【二略】

三 みなし契約者 次に掲げる方法のいずれか

イ 国等に対して、当該国等の所在地、本店若しくは主たる事務所の所在地又は営業所であると認められる場所（以下この条及び第十六条第一項第三号において「所在地等」という。）に宛てて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてみなし契約者に係る写真・半導体集積回路付き本人確認書類、写真付き半導体集積回路なし本人確認書類又は第五条第一項第三号に規定する書類の提示を求める旨を通知した上で、みな

とみなされる自然人（以下本条及び第十六条において「みなし契約者」という。）を除く。） 次に掲げる方法のいずれか

イ 当該自然人に対して、本人確認記録に記録されている当該自然人の住居にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて第五条第一項第一号（二及びへを除く。）又は第三号に規定する書類の提示を求める旨を通知した上で、当該自然人又はその代表者等（当該契約者以外のその役務提供契約に係る自然人をいう。以下この条、次条及び第十六条において同じ。）から当該書類の提示を受ける方法。ただし、当該代表者等からの同項第一号ホに掲げる書類の提示にあつては、当該書類は一を限り発行又は発給されたものに限る。

【新設】

ロ 当該自然人に対して、本人確認記録に記録されている当該自然人の住居にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて第五条第一項第一号二若しくはへに掲げる書類の提示又は代表者等から同号ホに掲げるもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の提示を求める旨を通知した上で、当該自然人から当該書類の提示を受けるとともに、当該書類に記載されている契約者又は代表者等の住居にあてて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

【新設】

【二同上】

三 【同上】

イ 国等に対して、当該国等の所在地、本店若しくは主たる事務所の所在地又は営業所であると認められる場所（以下「所在地等」という。）にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてみなし契約者に係る第五条第一項第一号（二及びへを除く。）又は第三号に規定する書類の提示を求める旨を通知した上で、みなし契約者から当該書類の提示を受ける方法

し契約者から当該書類の提示を受ける方法 ロ 国等に対して、当該国等の所在地等に宛てて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてみなし契約者に係る写真・半導体集積回路なし本人確認書類の提示を求める旨を通知した上で、みなし契約者から当該書類の提示を受けるとともに、当該書類に記載されているみなし契約者の住居に宛てて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法 2 携帯音声通信事業者は、本人確認書類の提示を受ける方法により本人特定事項の確認をすべき契約者が遠隔の地に居住することその他の事由により、当該契約者に著しく不利益を及ぼすおそれがあると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により契約者の本人特定事項の確認を行うものとする。 一 自然人（みなし契約者を除く。） 次に掲げる方法のいずれか イ 当該自然人に対して、本人確認記録に記録されている当該自然人の住居に宛てて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて写真・半導体集積回路なし本人確認書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を求める旨を通知した上で、当該自然人又はその代表者等から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている当該自然人の住居に宛てて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法 〔ロ・ハ 略〕 〔二 略〕 三 みなし契約者 次に掲げる方法のいずれか イ 国等に対して、当該国等の所在地等に宛てて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてみなし契約者に係る写真・半導体集積回路なし本人確認書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を求める旨を通知した上で、みなし契約者から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されているみなし契約者の住居に宛てて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法 〔ロ・ハ 略〕 3 第三条第二項及び第五条の規定は、携帯音声通信事業者が契約者の本人特定事項の確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。			読み替えられる字句
第三条第二項	前項第一号ロ、ハ、ホ、ヘ及びヌからブまで並びに第二号ロからニまで及びヘに掲げる方法（同号ハ及びビにあつては、括弧書に規定する方法に限る。）	第十三条第一項第一号ロからニまで及び第三号ロ並びに第二項各号	

ロ 国等に対して、当該国等の所在地等にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてみなし契約者に係る第五條第一項第一号ニ又はヘに掲げる書類の提示を求める旨を通知した上で、みなし契約者から当該書類の提示を受けるとともに、当該書類に記載されているみなし契約者の住居にあてて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法 2 〔同上〕 一 〔同上〕 イ 当該自然人に対して、本人確認記録に記録されている当該自然人の住居に宛てて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて第五條第一項第一号ニに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を求める旨を通知した上で、当該自然人又はその代表者等から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている当該自然人の住居に宛てて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法 〔ロ・ハ 同上〕 〔二 同上〕 三 〔同上〕 イ 国等に対して、当該国等の所在地等に宛てて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてみなし契約者に係る第五條第一項第一号ニに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を求める旨を通知した上で、みなし契約者から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されているみなし契約者の住居に宛てて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法 〔ロ・ハ 同上〕 3 第三条第二項及び第五条の規定は、携帯音声通信事業者が契約者の本人特定事項の確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。			読み替えられる字句
第三条第二項	前項第一号ロ、ニ、ホ、リ及びヌ並びに第二号ロからニまで及びヘに掲げる方法（同号ハ及びビにあつては、括弧書に規定する方法に限る。）	第十三条第一項第一号ロ及び第三号ロ並びに第二項各号	

第五條第二項	〔略〕		携帯音声通信端末設備等	契約者確認に係る文書
	相手方		契約者（みなし契約者を含む。）	
第五條第二項	役務提供契約の締結		契約者確認	
	相手方	契約者	第十三条第一項第一号二若しくは第二項第一号ロ若しくはハ又は第三号ロ若しくはハ	

（代表者等の本人特定事項の確認の方法）

第十四条 法第九条第三項において準用する法第三条第二項の規定による代表者等の本人特定事項の確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

一 契約者に対して、本人確認記録に記録されている当該契約者の住居に宛てて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてその代表者等に係る写真・半導体集積回路付き本人確認書類の提示を求める旨を通知した上で、当該代表者等から当該書類の提示を受けるとともに、当該書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び当該代表者等の写真の情報を読み取る方法

二 契約者に対して、本人確認記録に記録されている当該契約者の住居に宛てて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてその代表者等に係る写真なし半導体集積回路付き本人確認書類の提示を求める旨を通知した上で、当該代表者等から当該書類の提示を受けるとともに、当該書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報を読み取り、当該書類に記載されている代表者等の住居に宛てて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

三 契約者に対して、本人確認記録に記録されている当該契約者の住居に宛てて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてその代表者等に係る写真・半導体集積回路なし本人確認書類の提示を求める旨を通知した上で、当該代表者等から当該書類の提示を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居に宛てて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

四 契約者（住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。）に対して、本人確認記録に記録されている当該契約者の住居に宛てて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてその代表者等に係る第五条第一

第五條第二項	〔同上〕		携帯音声通信端末設備等	契約者確認に係る文書
	相手方		契約者（みなし契約者を含む。）	
第五條第二項	役務提供契約の締結		契約者確認	
	相手方	契約者	第十三条第一項第一号リ若しくは又若しくは第二号へ又は前条第二項第九号若しくは第十号若しくはハ	

（代表者等の本人特定事項の確認の方法）

第十四条 法第九条第三項において読み替えて準用する法第三条第二項の規定による代表者等の本人特定事項の確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

一 契約者に対して、本人確認記録に記録されている当該契約者の住居にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてその代表者等に係る第五条第一項第一号（二及びへを除く。）又は第三号に規定する書類の提示を求める旨を通知した上で、当該代表者等から当該書類の提示を受ける方法

〔新設〕

二 契約者に対して、本人確認記録に記録されている当該契約者の住居にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてその代表者等に係る第五条第一項第一号二若しくはへに掲げる書類の提示を求める旨を通知した上で、当該代表者等から当該書類の提示を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居にあてて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

〔新設〕

項第一号に定める書類又は同項第三号に規定するものの提示を求める旨を通知した上で、当該代表者等から当該書類の提示を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居に宛てて、契約者確認に係る文書を書留郵便等（相手方の住居において、郵便の業務に従事する者又はこれに準ずる者の立入りが法令上禁止されていることその他の書留郵便等によることができない正当な理由がある場合には、特定記録郵便等）により転送不要郵便物等として送付する方法

2 携帯音声通信事業者は、本人確認書類の提示を受ける方法により本人特定事項の確認をすべき代表者等が遠隔の地に居住することその他の事由により、当該代表者等に著しく不利益を及ぼすおそれがあると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、次に掲げる方法により代表者等の本人特定事項の確認を行うものとする。

一 契約者に対して、本人確認記録に記録されている当該契約者の住居に宛てて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてその代表者等に係る写真・半導体集積回路なし本人確認書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を求める旨を通知した上で、当該代表者等から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居に宛てて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

【二・三 略】

3 第四条第二項及び第五条の規定は、携帯音声通信事業者が代表者等の本人特定事項の確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定		読み替えられる字句	読み替える字句
第四条第二項	前項第二号、第三号、第五号、第六号又は第十号から第十二号まで	第十四条第一項第二号から第四号まで又は第二項各号	契約者確認
	相手方との役務提供契約の締結		
【略】			
第五条第二項	役務提供契約の締結	契約者確認	契約者
	相手方		

2 【同上】

一 契約者に対して、本人確認記録に記録されている当該契約者の住居に宛てて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてその代表者等に係る第五條第一項第一号二に掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を求める旨を通知した上で、当該代表者等から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居に宛てて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

【二・三 同上】

3 第四条第二項及び第五条の規定は、携帯音声通信事業者が代表者等の本人特定事項の確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定		読み替えられる字句	読み替える字句
第四条第二項	前項第二号、第四号、第五号、第九号又は第十号	第十四条第一項第二号又は第二項各号	契約者確認
	相手方との役務提供契約の締結		
【同上】			
第五条第二項	役務提供契約の締結	契約者確認	契約者
	相手方		

第三条第一項第一号又からフまで若しくは第二号へ若しくは前条第一項第十号から第十二号まで 第十四条第一項第四号若しくは第二項第二号又は第三号	(貸与時本人確認の方法) 第十九条 法第十条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる貸与の相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。 一 自然人(第十七条の規定により旅券等又は船舶観光上陸許可書を提示した外国人及び貸与時みなし契約者(法第十条第二項において準用する法第三条第三項の規定により契約者とみなされる自然人をいう。以下同じ。))を除く。) イ 当該自然人又はその代表者等から第二十四条において準用する第五条第一項に定める書類のうち、写真・半導体集積回路付き本人確認書類の提示を受けるとともに、当該書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び当該自然人の写真の情報を読み取る方法 ロ 当該自然人又はその代表者等から第二十四条において準用する第五条第一項に定める書類のうち、写真なし半導体集積回路付き本人確認書類の提示を受けるとともに、当該書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報を読み取り、当該半導体集積回路に記録されている貸与の相手方の住居に宛てて、当該自然人との貸与契約に係る通話可能端末設備等又は当該貸与契約の締結に係る文書(以下この条及び第二十一条第二項第三号において「貸与時通話可能端末設備等」という。)を本人限定受取郵便等により送付する方法 ハ 当該自然人又はその代表者等から第二十四条において準用する第五条第一項に定める書類のうち、写真付き半導体集積回路なし本人確認書類若しくは写真・半導体集積回路なし本人確認書類の提示又は写真・半導体集積回路なし本人確認書類(一を限り発行又は発給されたものを除く。))の送付を受けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講ずる方法 (1) 当該書類に記載された氏名を名義人の氏名とするクレジットカードを使用する方法又は預金口座からの振込み若しくは振替の方法により当該貸与契約に係る代金の支払を受けることを約し、かつ、当該書類に記載されている貸与の相手方の住居に宛てて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法 〔2〕 略 ニ 当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真・半導体集積回路付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び当該自然人の写真の情報の送信を受ける方法
--	--

第三条第一項第一号若しくは又若しくは第二号へ又は前条第一項第九号若しくは第十号 第十四条第二項第二号又は第三号	(貸与時本人確認の方法) 第十九条 〔同上〕 一 自然人(第十七条の規定により旅券等又は船舶観光上陸許可書を提示した外国人及び貸与時みなし契約者(法第十条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により契約者とみなされる自然人をいう。以下同じ。))を除く。) イ 当該自然人又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号イ若しくはホ又は第三号に規定する書類(同項第一号ホに規定する書類にあつては、一を限り発行又は発給されたものに限り。))であつて当該自然人の写真があるものの提示を受ける方法 〔新設〕 ロ 当該自然人又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ、ハ、ニ若しくはヘに規定する書類の提示、当該代表者等から同号ホに規定する書類(一を限り発行又は発給されたものを除く。))の提示又は当該自然人若しくはその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ニに規定する書類の送付を受けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講ずる方法 (1) 当該書類に記載された氏名を名義人の氏名とするクレジットカードを使用する方法又は預金口座からの振込み若しくは振替の方法により当該貸与契約に係る代金の支払いを受けることを約し、かつ、当該書類に記載されている貸与の相手方の住居に宛てて、当該自然人との貸与契約に係る通話可能端末設備等又は当該貸与契約の締結に係る文書(以下「貸与時通話可能端末設備等」という。)を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する措置 〔2〕 同上 ハ 当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法
--	---

ホ 当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、写真なし半導体集積回路付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記録されている貸与の相手方の住居に宛てて、貸与時通話可能端末設備等を本人限定受取郵便等により送付する方法

〔略〕

ト 電子署名が行われた氏名、住所及び生年月日の情報の送信を受けて貸与契約を締結する場合は、当該電子署名に係る電子証明書を、当該自然人から受信する方法

〔略〕

リ 当該自然人（住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。又において同じ。）又はその代表者等から第二十四条において準用する第五条第一項第一号に定める書類又は同項第三号に規定するものの提示を受けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講ずる方法

チ 〔1〕 当該書類に記載された氏名を名義人の氏名とするクレジットカードを使用する方法又は預金口座からの振込み若しくは振替の方法により当該貸与契約に係る代金の支払を受けることを約し、かつ、当該書類に記載されている貸与の相手方の住居に宛てて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等（相手方の住居において、郵便の業務に従事する者又はこれに準ずる者の立入りが法令上禁止されていることその他の書留郵便等によることができない正当な理由がある場合には、特定記録郵便等）により転送不要郵便物等として送付する方法

〔2〕 当該書類に記載されている貸与の相手方の住居に宛てて、貸与時通話可能端末設備等を本人限定受取郵便等により送付する措置

又 当該自然人又はその代表者等から第二十四条において準用する第五条第一項第一号へに掲げるもの若しくは第三号に規定するもの又は同項第一号に定める書類又は同項第三号に規定するものの写しの送付を受けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講ずる方法

〔1・2〕 略

〔二〕 略

三 貸与時みなし契約者 次に掲げる方法のいずれか

イ 当該貸与時みなし契約者又はその代表者等から第二十四条において準用する第五条第一項に定める書類のうち、写真・半導体集積回路付き本人確認書類の提示を受けるとともに、当該書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び当該貸与時みなし契約者の写真の情報を読み取る方法

ロ 当該貸与時みなし契約者又はその代表者等から第二十四条において準用する第五条第一項に定める書類のうち、写真なし半導体集積回路付き本人確認書類の提示を受けるとともに、当該書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報を読み取り、当該半導体集積回路に記録されている貸与の相手方の住居に宛てて、貸与時

ニ 当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ〔2〕に掲げる書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記録されている貸与の相手方の住居に宛てて、貸与時通話可能端末設備等を本人限定受取郵便等により送付する方法

〔同上〕

ヘ 電子署名が行われた情報の送信を受けて貸与契約を締結する場合は、当該電子署名に係る電子証明書を、当該自然人から受信する方法

〔同上〕

〔新設〕

チ 当該自然人（住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。）又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号へ若しくは第三号に規定する書類又は同項第一号若しくは第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講ずる方法

〔1・2〕 同上

〔二〕 同上

三 〔同上〕

イ 当該貸与時みなし契約者又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号イ若しくはホ又は第三号に規定する書類であつて当該貸与時みなし契約者の写真があるものの提示を受ける方法

〔新設〕

通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ハ 当該貸与時みなし契約者又はその代表者等から第二十四条において準用する第五条第一項に定める書類のうち、写真付き半導体集積回路なし本人確認書類若しくは写真・半導体集積回路なし本人確認書類の提示又は当該貸与時みなし契約者若しくはその代表者等から写真・半導体集積回路なし本人確認書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居に宛てて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ニ 当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真・半導体集積回路付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び当該貸与時みなし契約者の写真の情報の送信を受ける方法

ホ 当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、第二十四条において準用する写真なし半導体集積回路付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記録されている貸与の相手方の住居に宛てて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ヘ 電子署名が行われた氏名、住所及び生年月日の情報の送信を受けて貸与契約を締結する場合は、当該電子署名に係る電子証明書を、当該貸与時みなし契約者から受信する方法

〔略〕

リ 当該貸与時みなし契約者（住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。又において同じ。）又はその代表者等から第二十四条において準用する第五条第一項第一号に定める書類又は同項第三号に規定するものの提示を受けるとともに、当該書類に記載されている貸与の相手方の住居に宛てて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等（相手方の住居において、郵便の業務に従事する者又はこれに準ずる者の立入りが法令上禁止されていることその他の書留郵便等によることができない正当な理由がある場合には、特定記録郵便等）により転送不要郵便物等として送付する方法

又 当該貸与時みなし契約者又はその代表者等から第二十四条において準用する第五条第一項第一号へに掲げるもの若しくは第三号に規定するもの又は同項第一号に定める書類又は同項第三号に規定するものの写しの送付を受けるとともに、当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居に宛てて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

〔四 略〕

2 前項第一号ハ(1)、リ(1)若しくは又(1)、第三号ロ、ハ、ホ、リ若しくは又又は第四号ロから二までに規定する方法（同号ハ及び二にあつては、括弧書に規定する方法に限る。）による貸与

ロ 当該貸与時みなし契約者又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ、ハ、ニ若しくはヘに規定する書類の提示、代表者等から同号ホに規定する書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の提示又は当該貸与時みなし契約者又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ニに規定する書類の送付を受けるとともに、当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居に宛てて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ハ 当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

ニ 当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ(2)に掲げる書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記録されている貸与の相手方の住居に宛てて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

〔同上〕

ヘ 電子署名が行われた情報の送信を受けて貸与契約を締結する場合は、当該電子署名に係る電子証明書を、当該貸与時みなし契約者から受信する方法

〔同上〕

〔新設〕

リ 当該貸与時みなし契約者（住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。）又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ヘ若しくは第三号に規定する書類又は同項第一号若しくは第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居に宛てて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

〔四 同上〕

2 前項第一号ロ(1)若しくはリ(1)、第三号ロ、ニ若しくはト又は第四号ロから二までに規定する方法（同号ハ及び二にあつては、括弧書に規定する方法に限る。）による貸与時通話可能端末

時通話可能端末設備等の送付は、提示又は送付をされた書類若しくはその写しに記載され、当該半導体集積回路に記録され、当該登記情報に記録され、又は番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている貸与の相手方の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地において、貸与業者の従業員が当該貸与の相手方に貸与時通話可能端末設備等を交付することをもって代えることができる。

3 貸与業者は、法人である貸与の相手方について、第一項第四号ロからニまでに規定する方法（同号ハ及びニにあつては、括弧書に規定する方法に限る。）により貸与時本人確認を行う場合において、送付された書類に記載され、当該登記情報に記録され、又は番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている当該法人の本店又は主たる事務所の所在地に代えて、第二十四条において準用する第五条第二項に規定する書類（有効期間又は有効期限のある同項第五号及び第六号に掲げるものにあつては貸与業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が貸与業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。次項において同じ。）の提示又は送付を受けて、当該書類の記載により当該法人の営業所であると認められる場所に宛てて、貸与時通話可能端末設備等を送付することができる。

4 貸与業者は、貸与時みなし契約者（第二十二条第三号及び第七号で規定するもののために現に貸与契約の締結の任に当たっている自然人を除く。以下この項において同じ。）について、第一項第三号ロ、ハ、ホ、リ又は又はに規定する方法により貸与時本人確認を行う場合において、当該貸与時みなし契約者の住居に代えて、第二十四条において準用する第五条第二項に規定する書類又はその写しの提示又は送付を受けて、当該書類又はその写しに記載されている場所に宛てて、貸与時通話可能端末設備等を送付することができる。

〔5 略〕

（代表者等の貸与時本人確認の方法）

第二十条 法第十条第二項において準用する法第三条第二項の規定による代表者等の貸与時本人確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

一 代表者等から第二十四条において準用する第五条第一項に定める書類のうち、写真・半導体集積回路付き本人確認書類の提示を受けるとともに、当該書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び当該代表者等の写真の情報を読み取る方法

二 代表者等から第二十四条において準用する第五条第一項に定める書類のうち、写真なし半導体集積回路付き本人確認書類の提示を受けるとともに、当該書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報を読み取り、当該半導体集積回路に記録されている代表者等の住居に宛てて、貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

三 代表者等から第二十四条において準用する第五条第一項に定める書類のうち、写真付き半導体集積回路なし本人確認書類若しくは写真・半導体集積回路なし本人確認書類の提示又は当該貸与時みなし契約者若しくは代表者等から写真・半導体集積回路なし本人確認書類（一）を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されて

設備等の送付は、提示又は送付をされた書類若しくはその写しに記載され、当該半導体集積回路に記録され、当該登記情報に記録され、又は番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている貸与の相手方の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地において、貸与業者の職員が当該貸与の相手方に貸与時通話可能端末設備等を交付することをもって代えることができる。

3 貸与業者は、法人である貸与の相手方について、第一項第四号ロからニまでに規定する方法（同号ハ及びニにあつては、括弧書に規定する方法に限る。）により貸与時本人確認を行う場合において、送付された書類に記載され、当該登記情報に記録され、又は番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている当該法人の本店又は主たる事務所の所在地に代えて、第二十四条において読み替えて準用する第五条第二項に規定する書類（有効期間又は有効期限のある同項第五号及び第六号に掲げるものにあつては貸与業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が貸与業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。次項において同じ。）の提示又は送付を受けて、当該書類の記載により当該法人の営業所であると認められる場所に宛てて、貸与時通話可能端末設備等を送付することができる。

4 貸与業者は、貸与時みなし契約者（第二十二条第三号及び第七号で規定するもののために現に貸与契約の締結の任に当たっている自然人を除く。以下この項において同じ。）について、第一項第三号ロ、ニ又はトに規定する方法により貸与時本人確認を行う場合において、当該貸与時みなし契約者の住居に代えて、第二十四条において読み替えて準用する第五条第二項に規定する書類又はその写しの提示又は送付を受けて、当該書類又はその写しに記載されている場所に宛てて、貸与時通話可能端末設備等を送付することができる。

〔5 同上〕

（代表者等の貸与時本人確認の方法）

第二十条 法第十条第二項において読み替えて準用する法第三条第二項の規定による代表者等の貸与時本人確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

一 代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号イ若しくはホ又は第三号に規定する書類であつて当該代表者等の写真があるものの提示を受ける方法

〔新設〕

二 代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ、ハ、ニ若しくはへに規定する書類の提示又は代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ニに規定する書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居に宛てて、貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送

いる代表者等の住居に宛てて、貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

四 代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該代表者等の写真・半導体集積回路付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び当該代表者等の写真の情報の送信を受ける方法

五 代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、写真なし半導体集積回路付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記録されている代表者等の住居に宛てて、貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

六 略

七 代表者等から、電子署名が行われた貸与の相手方との貸与契約の締結に関する氏名、住所及び生年月日の情報及び当該電子署名に係る電子証明書を受信する方法

八 略

九 代表者等（住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。以下この項において同じ。）から第二十四条において準用する第五条第一項第一号に定める書類又は同項第三号に規定するものの提示を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居に宛てて、貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書を書留郵便等（相手方の住居において、郵便の業務に従事する者又はこれに準ずる者の立入りが法令上禁止されていることその他の書留郵便等によることができない正当な理由がある場合には、特定記録郵便等）により転送不要郵便物等として送付する方法

十 代表者等から第二十四条において準用する第五条第一項第一号へ掲げるもの若しくは同項第三号に規定するもの又は第二十四条において準用する第五条第一項第一号に定める書類若しくは同項第三号に規定するものの写しの送付を受けるとともに、当該書類又はその写しに記載されている代表者等の住居に宛てて、貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

2 前項第二号、第三号、第五号、第九号又は第十号に規定する方法による貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書の送付は、提示若しくは送付をされた書類若しくはその写しに記載され、又は当該半導体集積回路に記録されている代表者等の住居において、貸与業者の従業員が当該代表者等に当該文書を交付することをもって代えることができる。

3 略

（貸与時本人確認記録の記録事項）

第二十一条 法第十条第二項において準用する法第四条第一項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 三 略

不要郵便物等として送付する方法

三 代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

四 代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ(2)に掲げる書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記録されている代表者等の住居に宛てて、貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

五 同上

六 代表者等から、電子署名が行われた貸与の相手方との貸与契約の締結に関する情報及び当該電子署名に係る電子証明書を受信する方法

七 同上

〔新設〕

八 代表者等（住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。）から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号へ若しくは第三号に規定する書類又は第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号若しくは第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該書類又はその写しに記載されている代表者等の住居に宛てて、貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

2 前項第二号、第四号又は第八号に規定する方法による貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書の送付は、提示若しくは送付をされた書類若しくはその写しに記載され、又は当該半導体集積回路に記録されている代表者等の住居において、貸与業者の職員が当該代表者等に当該文書を交付することをもって代えることができる。

3 同上

（貸与時本人確認記録の記録事項）

第二十一条 法第十条第二項において読み替えて準用する法第四条第一項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 三 同上

	四	貸与の相手方に係る次に掲げる事項
		〔イ〕ニ 略〕
	五	ホ 第十九条第一項第一号ロ、ハ、ホ、ヘ、リ若しくはヌ、第三号ロ、ハ、ホ、ヘ若しくは又又は第四号ロからニまでに掲げる方法（同号ハ及びニにあつては、括弧書に規定する方法に限る。）で貸与時本人確認を行ったときは、引受番号等
		ヘ 第十九条第一項第一号ハ(1)、リ(1)又はヌ(1)に規定する方法で貸与時本人確認を行ったときは、代金の支払方法を特定するに足りる事項
	六	貸与契約を代表者等が締結したときは、当該代表者等に係る次に掲げる事項
		〔イ〕ニ 略〕
	七	ホ 前条第一項第二号、第三号、第五号、第六号又は第八号に規定する方法で貸与時本人確認を行ったときは、引受番号等
		〔六〕ハ 略〕
	八	二 前項第四号イ又は第五号イの貸与時本人確認を行った日付とは、次の各号に掲げる方法に応じ、それぞれ当該各号に定める日付とする。
		一 第十九条第一項第一号イ若しくは第三号イ又は前条第一項第一号に規定する方法 貸与業者が当該書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された情報を読み取った日
	九	二 第十九条第一項第一号ニ若しくは第三号ニ又は前条第一項第四号に規定する方法 貸与業者が当該送信を受けた日
		三 第十九条第一項第一号ロ、ハ、ホ、ヘ、リ若しくはヌ、第三号ロ、ハ、ホ、ヘ、リ若しくは又若しくは第四号ロからニまで又は前条第一項第二号、第三号、第五号、第六号、第九号若しくは第十号に規定する方法（第十九条第一項第四号ハ及びニにあつては、括弧書に規定する方法に限る。） 貸与時通話可能端末設備等が貸与の相手方又は代表者等に届いた日
	十	四 第十九条第一項第一号ト、第三号ト若しくは第四号ホ又は前条第一項第七号に規定する方法 貸与業者が電子証明書を受信した日
		五 第十九条第一項第一号チ若しくは第三号チ又は前条第一項第八号に規定する方法 貸与業者が、当該自然人、当該貸与時みなし契約者又は当該代表者等の当該特定電磁的記録が当該送信を行った自然人、貸与時みなし契約者又は代表者等のものであることを確認した日
	十一	六 第十九条第一項第二号又は第四号イに規定する方法 貸与業者が当該提示を受けた日
		〔略〕
	十二	七 〔略〕
		〔略〕
	十三	八 〔略〕
		〔略〕
	十四	九 〔略〕
		〔略〕
	十五	（準用）

	四	〔同上〕
		〔イ〕ニ 同上〕
	五	ホ 第十九条第一項第一号ロ、ニ、ホ若しくはチ、第三号ロ、ニ、ホ若しくはチ又は第四号ロからニまでに掲げる方法（同号ハ及びニにあつては、括弧書に規定する方法に限る。）で貸与時本人確認を行ったときは、引受番号等
		ヘ 第十九条第一項第一号ロ(1)又はチ(1)に規定する方法で貸与時本人確認を行ったときは、代金の支払い方法を特定するに足りる事項
	六	〔同上〕
		〔イ〕ニ 同上〕
	七	ホ 前条第一項第二号、第四号、第五号又は第七号に規定する方法で貸与時本人確認を行ったときは、引受番号等
		〔六〕ハ 同上〕
	八	二 〔同上〕
		〔同上〕
	九	一 第十九条第一項第一号イ、第二号、第三号イ若しくは第四号イ又は前条第一項第一号に規定する方法 貸与業者が当該提示を受けた日
		二 第十九条第一項第一号ハ若しくは第三号ハ又は前条第一項第三号若しくは第四号に規定する方法 貸与業者が当該送信を受けた日
	十	三 第十九条第一項第一号ロ、ニ、ホ若しくはチ、第三号ロ、ニ、ホ若しくはチ若しくは第四号ロからニまで又は前条第一項第二号、第四号、第五号若しくは第八号に規定する方法（第十九条第一項第四号ハ及びニにあつては、括弧書に規定する方法に限る。） 貸与時通話可能端末設備等が貸与の相手方又は代表者等に届いた日
		四 第十九条第一項第一号ヘ、第三号ヘ若しくは第四号ホ又は前条第一項第六号に規定する方法 貸与業者が電子証明書を受信した日
	十一	五 第十九条第一項第一号ト若しくは第三号ト又は前条第一項第七号に規定する方法 貸与業者が、当該自然人、当該貸与時みなし契約者又は当該代表者等の当該特定電磁的記録が当該送信を行った自然人、貸与時みなし契約者又は代表者等のものであることを確認した日
		〔新設〕
	十二	六 〔同上〕
		〔同上〕
	十三	七 〔同上〕
		〔同上〕
	十四	八 〔同上〕
		〔同上〕
	十五	（準用）

附 則

この省令は、令和九年四月一日から施行する。